

入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊立川駐屯地
第431会計隊長 松田 将孝

下記により一般競争入札を実施する。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	数量	単位	履行場所
給食業務部外委託役務	仕様書のとおり	1	式	陸上自衛隊立川駐屯地
食器洗浄及び清掃作業部外委託役務	仕様書のとおり	1	式	陸上自衛隊立川駐屯地

(2) 履行期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。但し、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約に必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由のある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当していない者であること。
- 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。
防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
ア 「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた者
イ 「D」等級に格付けされ、かつ同一献立を一度に300食以上提供する集団給食業務を1年間以上請け負った実績を証明できる者とし、契約担当官が認める者
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- 第1項に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。

3 契約条項及び契約条項を示す場所

(1) 契約条項

- 別紙「立川駐屯地における給食業務部外委託役務契約に係る競争入札実施要項」に記載する事項
- 食器洗浄及び清掃作業部外委託役務は、上記アの競争入札実施要項を準用する。

(2) 契約条項を示す場所

- 陸上自衛隊立川駐屯地 第431会計隊 事務室
- 東部方面会計隊ウェブサイト (<http://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 入札説明会並びに入札の場所及び日時

(1) 入札説明会

一同に会しての説明会は実施しない。ただし、現場確認を希望する者は令和6年1月9日（火）から令和6年1月11日（木）の間で実施するので、細部は個別に調整されたい。（調理場に入る際は、菌検索の結果及び作業靴を持参）

(2) 入札

- 場所：陸上自衛隊立川駐屯地 幹部食堂
- 日時：令和6年1月25日（木）10：00

5 保証金等に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除とする。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札した場合
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判別し難いもの
- (3) 電報、電話、FAXによる入札
- (4) 入札の条件に違反した者による入札
- (5) 仕様書を事前に受領していない者の入札
- (6) 指定した時間までに到着しなかった入札（発送者の責により到着を確認すること。）
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事項が生じた場合

7 落札決定方法

- (1) 総額により決定する。
- (2) 入札金額が当隊所定の予定価格以内の最低入札者を落札者とする。但し、同価の場合は抽選による。
- (3) 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。

8 最低価格入札者を落札者とししない場合

- (1) 入札金額が著しく低く、低入札価格調査の結果、適正な履行がなされないおそれがあると認められる場合は、最低の入札金額であっても落札者とししない場合がある。
- (2) 予算決算及び会計令第85条の規定による基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を実施する。

9 契約書の作成

落札者は、契約書を落札決定後、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に作成し、提出する。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

10 その他

- (1) 契約の確定は、令和6年度予算が成立することを条件とする。
- (2) 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）等を提出（FAX可）すること。
- (3) 郵便による入札は令和6年1月24日（水）16：00までに、会計隊契約班に必着とする。封書には、会社名、入札日時、件名及び朱書きで入札書在中と明記し郵送するとともに、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。
- (4) 初度入札で郵便による入札参加があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
 - ア 日時：令和6年1月30日（火）10：00
 - イ 場所：東京都立川市緑町5番地 陸上自衛隊立川駐屯地 幹部食堂
- (5) 再度入札で郵便による入札参加者があった場合は令和6年1月30日（火）09：00まで期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (6) 入札者が代理の場合は、入札時に委任状を提出すること。
- (7) 入札に参加を希望する者は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾した上で入札に参加すること。
- (8) 令和4・5・6年度の競争参加資格について、入札実施日において申請中であり、当該通知書を受けていない場合は、更新手続完了後、資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- (9) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
 - 〒190-8501
 - 東京都立川市緑町5番地
 - 陸上自衛隊立川駐屯地 第431会計隊契約班 担当 栃本
 - 電話042-524-9321（内線343）
 - FAX042-524-9321（内線344）交換切替